

# ASK ニュース

Vol.0264

2017年8月6日(月)

担当：MS事業部 山本

## ASKコンサルティング株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

<http://www.ask-consult.co.jp/>

## 最低賃金

### はじめに

毎年、10月に改定される最低賃金について、今年度の改定に関する報道がありました。経営者の方々の関心が高いトピックスでもあり、今回はその内容を見ていきたいと思います。

### 最低賃金とは

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方が適用される場合には、賃金額の高い方が適用されます。先日報道があったのは、地域別最低賃金についてです。

### 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、都道府県ごとに定められています。政府の成長戦略の中でも、この地域別最低賃金について目標が定められており「2020年までに、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気現状を配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」となっています。この目標を受けて、都市部を中心に毎年大きく引上げられています。

### 平成29年度の改定額の目安

各都道府県を4つのランクに分類した改定額の目安が公表されました。

ランク	都道府県
A	愛知・東京・神奈川・大阪・埼玉・千葉
B	三重・静岡・茨城・京都・兵庫・広島など
C	岐阜・北海道・宮城・石川・和歌山・福岡など
D	青森・山形・福島・愛媛・長崎・鹿児島など

Aランク：26円 Bランク：25円

Cランク：24円 Dランク：22円

昨年度、愛知県では820円→845円と近年では最高額となる引上げが行われました。今年度は更に引上げ額が高くなり、最低賃金が871円になる事が予想されます。

### おわりに

中小・零細企業では最低賃金やそれに近い水準で雇用しているケースがあり、企業経営に影響を及ぼす可能性は否定できません。自社の従業員の中で、871円未満で働いている人の洗い出しが必要となります。また、現在求人を出していたり、これから求人を出すことを考えている場合には、最低賃金を念頭に置きつつ、募集時の給与を設定する必要があります。

月給制や歩合制で給与を支給している場合には、時給単価の算出方法が複雑になります。最低賃金に抵触していないか確認したい場合には、ASKにご相談下さい。